

業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 久米島町立学校統合・再編計画策定業務委託
- 2 委託業務の場所 久米島町教育委員会
- 3 履行期間 令和7年1月 日から令和8年3月31日まで
- 4 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税額 円)
- 5 契約保証金

発注者 久米島町と、受注者 とは、上記の委託業務について、次のとおり契約を締結する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所
氏名

受注者 住所
氏名

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。

また、仕様書に明示されていないもので、必要軽微なものについては、受注者は発注者の指示に従うものとする。

(信義誠実の原則)

第2条 受注者は、業務を履行するに際し、発注者の指示に従うことは勿論、発注者も受注者と協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約保証金)

第3条 乙は、契約保証金として第4条に定める委託料の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、久米島町契約規則第7条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定に基づき第三者に業務を委託するときは、委託を行う第三者に対して、この契約に定める義務を遵守させなければならない。

(調査及び報告)

第6条 甲は、乙に対して業務の実施状況その他必要な事項について調査をし、報告を求めることができるとともに、業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故防止)

第7条 乙は、この契約に定める業務を遂行するにあたり、甲の指示に従い、細心の注意をもって事故の防止に努めなければならない。

(事故等の報告)

第8条 乙は、業務を処理する上で、事故等の発生により契約の履行に支障を生じたとき、又は生じるおそれがあると認められるときは、遅滞なくその状況を書面によ

り甲に報告しなければならない。

(成果品の検査)

第9条 受注者は、委託業務が完成したときは、遅滞なく発注者に対して完了報告書に成果品を添え提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了報告書を受領したときは、提出された成果品について検査をしなければならない。

3 前項の検査結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

4 受注者は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、発注者に補正完了の届を提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については第2項の規定に準用する。

(委託料の支払い)

第10条 受注者は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(遅延損害金)

第11条 甲の責めに帰する事由により前条の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は、甲に対して政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める支払遅延利息を請求することができる。

(損害賠償)

第12条 乙は、業務の処理に関し、乙の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、相手方の契約違反に対して、当該違反行為の是正に必要な期間を定めた是正催告を行ってなお是正がなされないときは、事前の通知を行った上でこの契約を解除できるものとする。ただし、契約違反が故意又は重大な過失に基づくときは、催告を要せず、この契約を解除できるものとする。

2 甲は、前項に該当したことにより、契約を解除したときは、乙に対して、支払った委託料の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(暴力団の関与による契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

ウ 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

エ 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約等を締結したとき。

オ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

カ 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

キ 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

ク 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前条第2項の規定は、前項各号の規定により契約が解除された場合について準用する。

(保証、第三者の権利の処理)

第15条 発注者は、受注者に提供した資料が正確であり、かつ、第三者の著作権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を侵害しないものであることを保証する。

2 受注者は、本契約に基づく本冊子の内容及び発注者による仕様書に定める条件及び範囲における使用にあたり、第三者の著作権、著作者人格権、著作隣接権、実演家人格権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証する。

3 前項の保証にあたり第三者との間で権利処理が必要になる場合には、発注者、受注者は、その手続き及び費用負担について協議するものとする。

4 受注者は、自ら及び本冊子の制作に関与した者をして、発注者又は発注者の指定する者に対して著作者人格権又は実演家人格権を行使せず、行使させないものとする。

(権利の帰属等)

第16条 本冊子及びその制作過程で生じた未編集素材の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、発注者が第7条に基づく委託料を支払ったときに、受注者から発注者に移転する。

2 本契約の成果品等に、受注者が従前から所有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、当該知的財産権は受注者に留保される。この場合において、受注者は、発注者が成果品等を利用するために必要な範囲で当該知的財産権を無償で利用することを許諾する。

3 受注者は、発注者に対し、前2項の著作権に関する著作権人格権を行使しない。

4 前3項の規定に基づく権利の移転、利用権の付与及び著作者人格権の不行使に対する対価は、委託料に含まれるものとする。

5 受注者は、自社のウェブサイトにおいて、自社の制作実績の紹介のために、本冊子の全部又は一部を公開することができる。ただし、そのために第三者から許諾を得る必要がある場合は、自己の責任及び費用負担において許諾を得るものとする。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第17条 受注者は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完成することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(受注者の責めに帰すべき事由により履行期限の延長及び遅滞利息)

第18条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期間後において完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 発注者は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を受注者に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を受注者との間に締結するものとし、受注者は、これに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第6条第1項目第7条の規定による履行期限の変更があったときはその期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数1日につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

4 発注者の責めに帰すべき事由により第7条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、受注者は、発注者に対してその遅延期間の日数1日につき財務大臣が決定する率で計算した額の支払いを請求することができる。

(契約の解除)

第19条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反し、発注者に損害を及ぼしたとき。
- (2) 受注者の責に帰すべき事由により、契約期間中に受注者が業務の履行を継続できる見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (3) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (4) 受注者がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。
- (5) 受注者が本契約の解除を請求し、発注者がその理由が正当であると認めるとき。
- (6) 受注者が行政庁の処分を受けたとき。
- (7) 受注者の従業員が不正または違法の行為を行い、業務の遂行ができないと発注者が認めるとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。第2条第6号に規定する暴力団員以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は発注者がこの契約に違反し、それにより業務を遂行することが不可能となった場合は、期間を定めて本契約を解除することができる。

(違約金等)

第20条 前条第1項第1号から第8号の規定により契約の全部及び一部を解除した場合、受注者は、違約金として委託料のうちの管理費の1ヶ月分に相当する金額を発注者に支

払わなければならない。また、受注者は、解除された月の初日から業務終了時までの委託業務についての委託料を発注者に請求することができないものとする。

2 前項の規定は、前条第2項の規定により発注者が契約を解除された場合に準用する。また、そのとき受注者は、解除した月の初日から業務終了時までの委託業務についての委託料は、発注者に請求できるものとする。

(損害賠償)

第21条 発注者が第19条第1項第1号から第8号の規定による契約解除により損害を受けたときは、受注者はその損害額を発注者に支払わなければならない。

2 前項の規定は、第19条第2項の規定により受注者が損害を受けた場合に準用する。

3 業務の遂行に当たり受注者の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者は、直ちにその旨を発注者に報告するとともに、損害賠償の責に任ずるものとする。

(違約金等の徴収)

第22条 受注者がこの契約に基づく違約金、又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者はその支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から年2.5%の割合で計算した利息(百円未満は切り捨てる。)を付した額を徴収する。

(談合による損害賠償)

第23条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、第16条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他発注者が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、発注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 発注者(発注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、受注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、受注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(個人情報の保護)

第25条 受注者は、この契約の履行に際し、個人情報を取り扱うときは、久米島町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第7号）の本旨に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定める。

(紛争の解決方法)

第27条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。